



鳥取県公報

平成 25 年 1 月 29 日 (火)
第 8 4 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (49) (福祉保健課) 2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (2件) (50・51) (〃) 2 生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (52) (〃) 3 ふ化業者の登録 (53) (畜産課) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (54) (東部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる 基幹放送事業者等 (2) 4 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (3) 5
◇ 公 告	平成24年度行政書士試験の合格者 (政策法務課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (危機対策・情報課) 6 落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 6 制限付一般競争入札の実施 (〃) 6 制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 9

告 示

鳥取県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 1 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	訪問介護事業所かもめ	境港市上道町2051	訪問介護	平成24年12月6日
〃	〃	訪問看護ステーションかもめ	〃	訪問看護	〃
医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	介護老人保健施設はまなす	西伯郡大山町田中1383	訪問リハビリテーション	平成24年11月1日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	デイサービス梨の郷	鳥取市雲山123-2	通所介護	平成25年1月1日
〃	〃	くれよんデイサービス	鳥取市松並町二丁目538-1	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	訪問介護事業所かもめ	境港市上道町2051	介護予防訪問介護	平成24年12月6日
〃	〃	訪問看護ステーションかもめ	〃	介護予防訪問看護	〃
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	デイサービス梨の郷	鳥取市雲山123-2	介護予防通所介護	平成25年1月1日

鳥取県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 1 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	くれよん	鳥取市松並町二丁目160	平成24年11月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	くれよん	鳥取市松並町二丁目160	平成24年11月1日

鳥取県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	くれよん	鳥取市雲山123-2	平成24年11月20日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	くれよん	鳥取市雲山123-2	平成24年11月20日

鳥取県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取西デイサービスセンター	鳥取市西品治280-1	平成24年12月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取西デイサービスセンター	鳥取市西品治280-1	平成24年12月1日

鳥取県告示第53号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
第2号	平成25年1月19日	(名称) 米久おいしい鶏株式会社 (住所) 東伯郡琴浦町大字中尾84-1 (代表者の氏名) 代表取締役社長 茶吉 英世	(名称) 米久おいしい鶏株式会社 <small>ふ化</small> 卵場 (所在地) 東伯郡琴浦町大字杉下504-11

鳥取県告示第54号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月29日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社 しょうぶ の郷	鳥取市菖蒲 732	しょうぶの郷	岩美郡岩美町大字浦 富2475-211	就労移行支援、就労 継続支援A型、就労 継続支援B型	平成25年1月 22日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第2号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成23年鳥取県選挙管理委員会告示第59号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について）は、廃止する。

平成25年 1 月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

山陰中央テレビジョン放送株式会社 1 回

日本海テレビジョン放送株式会社 1 回

鳥取県選挙管理委員会告示第 3 号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年 1 月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
1 略		1 略																			
2 老人ホーム		2 老人ホーム																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いこいの杜</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113 - 1</td> </tr> <tr> <td>介護老人福祉施設 にしまち幸朋苑</td> <td>鳥取市西町五丁目108</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		いこいの杜	鳥取市湖山町西三丁目113 - 1	介護老人福祉施設 にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いこいの杜</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113 - 1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		いこいの杜	鳥取市湖山町西三丁目113 - 1	略		
施設名	所在地																				
略																					
いこいの杜	鳥取市湖山町西三丁目113 - 1																				
介護老人福祉施設 にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108																				
略																					
施設名	所在地																				
略																					
いこいの杜	鳥取市湖山町西三丁目113 - 1																				
略																					
3・4 略		3・4 略																			

公 告

平成24年11月11日に実施された平成24年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成25年 1 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

受験番号	6110020	6110023	6110025	6110029	6110033	6110042	6110066	6110071
	6110099	6110128	6110130	6110133	6110172			

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	可搬型モニタリングポスト整備業務 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成 24 年 12 月 7 日
4 落札者の名称及び所在地	日立アロカメディカル株式会社松江営業所 島根県松江市学園一丁目 9 - 3
5 落 札 金 額	26,460,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成 24 年 11 月 16 日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県危機管理局危機対策・情報課 鳥取市東町一丁目 271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

鳥取県立倉吉総合産業高等学校長 竹 ノ 内 誠 一

1 調 達 件 名 及 び 数 量	倉吉総合産業高等学校パソコン等賃貸借 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成 25 年 1 月 9 日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケイズ 米子市両三柳 2864 - 16
5 落 札 金 額	46,771,200 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成 24 年 12 月 11 日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立倉吉総合産業高等学校 倉吉市小田 204 - 5

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 1 月 29 日

鳥取県立白兔養護学校長 茅 原 宏 司

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立白兔養護学校校舎清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市伏野1550-1 鳥取県立白兔養護学校

鳥取市三津876 鳥取県立白兔養護学校訪問学級（鳥取医療センター新病棟4階）

(4) 業務の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年2月6日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年1月29日（火）から同年2月28日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

(5) 平成20年度以降に鳥取県立白兔養護学校校舎に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が3,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店の所在地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している者に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立白兔養護学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野1550-1

鳥取県立白兔養護学校

電話 0857-59-0585

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で平成25年1月29日(火)から同年2月8日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年2月28日(木) 午後1時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成25年2月13日(水)正午までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

運転免許証更新時講習業務委託

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取県鳥取市千代水二丁目 8 東部地区運転免許センター

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216 中部地区運転免許センター

鳥取県米子市上福原1272-2 西部地区運転免許センター

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年 2 月 25 日（月）午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) 平成25年 1 月 29 日（火）から同年 3 月 7 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、次のいずれにも該当するものと公安委員会が認めた者であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他の者で講習を行うのに必要な組織に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する

者と認められる者を含む。)とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

イ 道路における交通の安全に寄与することを目的とするもの

ウ 委託事業を行う事務所を県内に有していること。

エ 委託事務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

オ 講習の委託事務を行う事業所において、委託事務に従事する職員を配置すること。

カ 委託事務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

(ア) 講習の科目及び内容に応じて必要な知識及び経験を有する者を講師として充てることができること。

(イ) 委託事務に関し問題が生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成25年1月29日(火)から同年2月13日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のアの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年2月15日(金)午後3時

鳥取県鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)のアの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月7日（木）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日（水）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の(1)から(4)までの入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成25年3月1日（金）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、2の(5)の入札参加資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成25年2月26日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は入札説明書による。